

平成十九年六月十二日受領
答弁第三一六号

内閣衆質一六六第三一六号

平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ラブロフ・ロシア外相による北方領土訪問に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ラブロフ・ロシア外相による北方領土訪問に関する質問に対する答弁書

一について

平成十九年六月三日に行われた記者会見において、ラブロフ・ロシア連邦外務大臣は、国後島、色丹島及び水晶島を訪問した旨述べたと承知している。

二から七までについて

御指摘の訪問が計画されている旨報じられたことから、外務省よりロシア連邦外務省に対し、御指摘の訪問につき照会したところ、同省から明確な回答はなかった。

八について

お尋ねについては、最近の事例では、例えば、平成十七年七月に小池百合子内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）が国後島及び択捉島を訪問したことがある。

九について

外務省として、現在日露間で行われている平和条約の締結に関する交渉に否定的な影響を与えることがないようロシア側において十分な配慮がなされることが重要であると考えている。

十について

今回ラヴロフ・ロシア連邦外務大臣が、択捉島を訪問しなかった背景等について、外務省として承知していない。

十一について

我が国とロシア連邦は、従来から、北方領土問題に関し、両国が共に受け入れられる解決策を見いだすための努力を行うことで一致している。政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結する考えである。